



令和3年中小企業実態基本調査 (調査票乙)



政府統計

経済産業省中小企業庁

この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されています。
この調査票は税務申告等とは一切関係なく、記入者の不利益になるようなことはありませんので、事実をありのまま記入してください。

法人企業用		※赤枠内の記入をお願いします。	
本社または 本店の所在地 「実際の本社機能を 有する場所」		記入者の 所属・氏名 (調査票内容の照会 に回答いただける方)	フリガナ
企業の名称	フリガナ	記入者の 電話番号	※代表と異なる場合のみ記入ください。
電話番号 (代表)			
整理番号		法人番号	

印刷されている郵便番号・住所・企業情報に誤りがある場合は、正しい企業情報にご訂正ください。

- 提出期限 令和3年9月1日(水)
- 問い合わせ先 中小企業実態基本調査事務局
0120-262-535 (フリーダイヤル)
平日9:00 ~ 18:00 (土曜、日曜、国民の祝日を除く)
- 注意事項
 - この調査は、会社を対象とした企業単位の調査です。事業所単位の調査ではありません。本店、支店、営業所、工場などを含めた会社全体について記入してください。
 - 令和2年事業年度の決算期数値で記入してください。それが困難な場合は、最寄の決算期の数値で記入していただくか、問い合わせ先(事務局)へご相談ください。
 - 後日、調査担当より、記入内容について確認させていただく場合もありますので、記入の終わった調査票はコピーをとり、控えとして12月までお持ちください。

4 回答方法

○ インターネットによる回答方法

政府統計オンライン(<https://www.e-survey.go.jp>)にアクセスして、以下のログイン情報を入力してください。
回答補助機能があり便利です。詳しくは同封の「調査のご案内(2ページ目以降)」をご確認ください。

政府統計コード	調査対象者ID (半角数字)	パスワード (半角英数字)
B U P E		

○ 郵送による回答方法

記入が終わった調査票を同封の返信用封筒(黄色)に入れ、郵便ポストに投函してください。切手は不要です。

5 提出先

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番6号
中小企業庁事業環境部調査室
中小企業実態基本調査事務局
(フリーダイヤル): 0120-262-535 (直通電話): 03-6807-5630
(受付時間) 平日 9:00-18:00(土曜、日曜、国民の祝日を除く)

右ページ問2・問3・問4・問4付問1・問5・問5付問1の記入説明

『問2』の**会社形態**の各調査項目の内容は以下のとおりです。

株式会社	株式を発行することで事業資金を調達し、それを元手に事業を行う会社。 ただし、商号に「有限会社」の文字を使用している会社は除きます。
有限会社（特例有限会社）	旧有限会社法に基づいて設立された有限会社。2006年5月1日の新会社法施行により新たな有限会社は設立できなくなりましたが、既存の有限会社については、商号に「有限会社」の文字を使用すれば、新会社法施行以前と同様の会社運営が継続できます。
合名会社	2人以上の無限責任を負う社員のみで構成された会社。
合資会社、合同会社など	・合資会社：有限責任社員と無限責任社員の両方によって構成された会社。 ・合同会社：社員全員が有限責任である会社（法人）。社員には経営執行権限があります。
個人企業（個人経営）	個人の事業者が、事業に必要な資金を出資し、同時に自身で経営を行う企業。

『問3』の「**大企業の子会社**」「**大企業の関連会社**」の内容は以下のとおりです。

大企業の子会社	貴社の議決権の50%超が大企業によって保有されている場合、もしくは貴社の議決権の40%以上が大企業によって保有され、かつ、当該大企業から役員の半数以上の派遣を受けているなど実質的な支配を受けている場合。
大企業の関連会社	貴社の議決権の50%以下、かつ20%以上が大企業によって保有されている場合、もしくは、貴社の議決権の15%以上が大企業によって保有され、かつ、当該大企業から役員の派遣を受けているなど貴社の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えている場合。

なお、ここでいう大企業とは以下に掲げる企業をいいます。

大企業	①製造業その他（通信業、新聞業、出版業、旅行業を含む） 資本金3億円超 かつ 従業者数300人超の会社及び個人 ②卸売業 資本金1億円超 かつ 従業者数100人超の会社及び個人 ③小売業 資本金5千万円超 かつ 従業者数50人超の会社及び個人 ④サービス業（情報サービス業、駐車場業、宿泊業を含む） 資本金5千万円超 かつ 従業者数100人超の会社及び個人
-----	---

『問4』の**会社全体の従業者数**の各調査項目の内容は以下のとおりです。

※ 他社からの出向従業者数（出向役員を含む）及び派遣従業者数は除きます。

①代表取締役社長・取締役社長	対外的に法人企業を代表する権限を持ち、企業内部の業務執行を指揮する人。会社法に定める代表権があっても、社長以外の役職の人は「有給役員（無給役員は除く）」とします。また、社長の肩書を持つ人が複数いる場合には、1人を「社長」とし、他の人は「有給役員（無給役員は除く）」とします。
②その他の有給役員（無給役員は除く）	法人企業の取締役、監査役などの役員に対して支払われる給料を得ている人。 ただし、無給の役員は除きます。
常用雇用者	雇用契約期間の定めが無い雇用者、もしくは雇用契約期間が1ヶ月以上の雇用者。
③正社員・正職員（有給・無給役員は除く）	貴社で正社員・正職員として処遇している雇用者。一般的には、雇用契約期間に定めがなく、貴社で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。ただし、有給・無給役員は除きます。
④正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）	常用雇用者のうち、「正社員・正職員」以外の雇用者。
⑤臨時雇用者	雇用契約期間が1ヶ月未満の雇用者。

『問4付問1』の**他社からの出向従業者数（出向役員を含む）及び派遣従業者数**の内容は以下のとおりです。

他社からの出向従業者（出向役員を含む）及び派遣従業者の合計数	他社からの出向従業者（出向役員を含む）及び派遣従業者の合計数とは、「他社からの出向従業者（出向役員を含む）」または「他社からの派遣従業者」のいずれかに当てはまる人の数の合計をいいます。ただし、下請先の従業者は除きます。
①他社からの出向従業者（出向役員を含む）	在籍出向など出向元に籍があり、給与を出向元から受け取っているが、貴社にきて働いている人。
②派遣従業者	労働者派遣法という派遣労働者。給与を派遣元から受け取っているが、貴社にきて働いている人。

『問5』の**海外の子会社、関連会社または事業所**の定義は以下のとおりです。

海外の子会社	子会社とは、貴社が50%超の議決権を所有する会社をいいます。なお、貴社の子会社または貴社とその子会社合計で50%超の議決権を所有している会社を含みます。ただし、50%以下であっても貴社が経営を実質的に支配している会社も含みます。
海外の関連会社	関連会社とは、貴社が20%以上から50%以下の議決権を所有する会社をいいます。
海外の事業所	事業所とは、貴社の支店・営業所・工場などをいいます。

【問5付問1 記入上の注意点】

中国・香港に子会社、関連会社がない場合には、「うち、中国・香港」の欄に「0」社と記入してください。
※国・地域については『業種分類表・国地域分類表』（オレンジ色の冊子）を参考にしてください。

1. 企業の概要

問1 企業を設立した年について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。
(※ 創業した年ではなく、商業(法人)登記簿謄本における会社設立の年でお答えください。)

- | | | | |
|------------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 1. 令和2年(2020年)以降 | 4. 平成29年(2017年) | 7. 平成26年(2014年) | 9. 平成7年(1995年) |
| 2. 令和元年(2019年) | 5. 平成28年(2016年) | ~平成18年(2006年) | ~昭和61年(1986年) |
| 3. 平成30年(2018年) | 6. 平成27年(2015年) | 8. 平成17年(2005年) | 10. 昭和60年(1985年)以前 |
| | | ~平成8年(1996年) | |

問2 貴社の会社形態について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 株式会社 →問2付問1へ | 4. 合資会社、合同会社など |
| 2. 有限会社 | 5. 個人企業(個人経営) |
| 3. 合名会社 | |

この調査票は「法人企業用」です。改めまして個人企業用の調査票をお送りしますので、恐れ入りますが表紙の問い合わせ先(事務局)までご連絡ください。

問2付問1 問2で「1. 株式会社」を選んだ方のみにおうかがいします。
株式の譲渡制限の定めの有無について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 定款に全ての株式の譲渡について、会社の承認が必要である旨を定めている(いわゆる譲渡制限株式会社) |
| 2. 定款に全ての株式の譲渡について、会社の承認が必要である旨を定めていない |

問3 貴社について、該当する番号に○をつけてください(複数の場合もあります。)

- | | | |
|------------|-------------|---------------------|
| 1. 大企業の子会社 | 2. 大企業の関連会社 | 3. 大企業の子会社、関連会社ではない |
|------------|-------------|---------------------|

問4 出向・派遣を除く、貴社の会社全体の従業員数を令和3年3月31日現在で記入してください(男女別)。
(※ 他社からの出向従業員数(出向役員を含む)及び派遣従業員数は除いて、記入してください。)

区分	⑥合 計 〔⑥=①+②+③+④+⑤〕 (※出向・派遣は除く)	内 訳				
		役員		常用雇用者		⑤臨時雇用者
		①代表取締役社長・取締役社長	②その他の有給役員 (無給役員は除く)	③正社員・正職員 (有給・無給役員は除く)	④正社員・正職員以外 (パート・アルバイトなど)	
男		人	人	人	人	人
女		人	人	人	人	人

問4付問1 他社からの出向従業員数(出向役員を含む)及び派遣従業員数をそれぞれ令和3年3月31日現在で記入してください(男女別)。

区分	③合 計 〔③=①+②〕	内 訳	
		①他社からの出向従業員 (出向役員を含む)	②派遣従業員
男	人	人	人
女	人	人	人

【問4付問1 記入上の注意点】
他社からの出向従業員(出向役員を含む)及び派遣従業員がいない場合には、「0」人と記入してください。

問5 貴社の海外展開について、おうかがいします。
海外に子会社、関連会社または事業所(支店・営業所・工場など)がありますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください(令和3年3月31日現在)。

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 1. 海外に子会社、関連会社または事業所がある | 2. 海外に子会社、関連会社および事業所はない |
|-------------------------|-------------------------|

→ 問6へお進みください

問5付問1 問5で「1. 海外に子会社、関連会社または事業所がある」を選んだ方のみにおうかがいします。
海外にある、子会社、関連会社または事業所の数を令和3年3月31日現在で記入してください。

項目	⑤〔合計〕海外にある、子会社、 関連会社または事業所の数 〔⑤=①+②+③+④〕	内 訳							
		①アジア		②ヨーロッパ		③北米		④その他の地域	
		うち、中国・香港							
子会社	社	社	社	社	社	社	社	社	社
→ 関連会社	社	社	社	社	社	社	社	社	社
事業所	箇所								

右ページ問7の記入説明

『問7』の**資産**の各調査項目の内容は以下のとおりです。

資産	① 流動資産	現金・預金	現金、当座預金、普通預金及び郵便貯金など。定期預金、定期積金、金銭信託及び郵便貯金（積立貯金）などについては、1年以内に期限の到来するものが該当します。	
		受取手形・売掛金	通常の営業取引によって生じた手形債権及び未回収金。	
		棚卸資産	商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品及び半成工事（未成工事）など。	
	② 固定資産	③ 有形固定資産※1	建物・構築物・建物附属設備	事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、社宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び煙突などの構築物のほか、暖冷房設備、照明設備、昇降機などの附属設備を含みます。
			機械装置	工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに付属する設備。
			船舶、車両運搬具、工具・器具・備品	タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務機などの備品（耐用年数1年超で相当価額以上のもの）。
			土地	工場、事務所及び社宅などの経営目的で使用している土地。ただし、販売目的、投資目的の土地は除きます。
			建設仮勘定	建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設または製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材・部品など。
			減価償却累計額※2	毎年の減価償却費の合計額。※2 マイナスの金額となりますので、既に金額の先頭に▲が記入されています。
		④無形固定資産	のれん（営業権）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。	
		⑤投資その他の資産	投資有価証券、その他の有価証券、長期貸付金、投資不動産、敷金及び長期未収金など。	
	⑥繰延資産	創立費、開業費、開発費、株式交付費及び社債等発行費など。		
	⑦資産の部合計		「①流動資産」と「②固定資産」と「⑥繰延資産」の合計。	

※1 有形固定資産の記入の仕方 ～直接法・間接法について～

直接法：有形固定資産の金額（取得価額）から減価償却費を直接減額した金額を記入してください。

間接法：有形固定資産の金額（取得価額）から減価償却費を減額せず、有形固定資産の取得価額と減価償却累計額を両建て併記してください。（なお、減価償却後の有形固定資産の残高は、取得価額と減価償却累計額の差額から求められます。）

『問7』の**負債及び純資産**の各調査項目の内容は以下のとおりです。

負債	⑧負債の部合計		「⑨流動負債」と「⑩固定負債」の合計。
	⑨流動負債	支払手形・買掛金	通常の営業取引により発生した手形債務及び営業上の未払金（電気・ガス・水道料、外注加工賃などの未払金）。
		金融機関短期借入金	銀行などの金融機関からの借入金のうち、返済期限が1年以内のもの。
		金融機関以外短期借入金	金融機関以外（個人及び取引先など）からの借入金のうち、返済期限が1年以内のもの。
	⑩固定負債	金融機関長期借入金	銀行などの金融機関からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。
		金融機関以外長期借入金	金融機関以外（個人及び取引先など）からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。
社債		普通社債及び新株予約権付社債などの未償還残高。	
純資産	⑪純資産の部合計		純資産の合計。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。
	資本金		資本金、出資金。
	資本剰余金		資本準備金（株式払込金剰余金、株式交換剰余金、株式移転剰余金、新設分割剰余金、吸収分割剰余金、合併差益）、その他の資本剰余金（自己株式処分差益、自己株式処分差損、資本金及び資本準備金減少差益）。
	利益剰余金		利益準備金、その他の利益剰余金（任意積立金、減債積立金、技術研究積立金、事業拡張積立金、退職給付積立金、租税特別措置法の準備金、海外投資等損失準備金、特別償却準備金などの準備金など）。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。
	自己株式※		自社で保有している自社株式。※マイナスの金額となりますので、既に金額の先頭に▲が記入されています。
⑫負債及び純資産の部合計			「⑧負債の部合計」と「⑪純資産の部合計」の合計。

2. 令和2年度決算について

問6 問7以降、金額をご記入いただく質問では、できる限り消費税込みで記入してください。ただし、消費税込みで記入できない場合は、消費税抜きで記入してください。選択した記入方法に1つだけ○をつけてください。

1. 税込み

2. 税抜き

問7 資産・負債及び純資産について、令和2年度決算の貸借対照表などを参照して記入してください。

【問7 記入上の注意点】

- 令和2年度の決算書をもとに記入してください。それが困難な場合は、最寄の決算期の数値で記入していただくか、事務局へご相談ください。
- 金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。
- 「資本剰余金」、「利益剰余金」及び「純資産の部合計」でマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください(例:▲2000)。ただし、「減価償却累計額」と「自己株式」はマイナスの金額となりますので、既に金額の先頭に▲が記入されています。

資産の部		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千
①流動資産										.000円
うち、現金・預金										.000円
うち、受取手形・売掛金										.000円
うち、棚卸資産										.000円
②固定資産										.000円
③有形固定資産※1										.000円
うち、建物・構築物・建物附属設備										.000円
うち、機械装置										.000円
うち、船舶、車両運搬具、工具・器具・備品										.000円
うち、土地										.000円
うち、建設仮勘定										.000円
うち、減価償却累計額※2		▲								.000円
④無形固定資産										.000円
うち、ソフトウェア										.000円
⑤投資その他の資産※3										.000円
⑥繰延資産										.000円
⑦資産の部合計										.000円
負債及び純資産の部		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千
⑧負債の部合計										.000円
⑨流動負債										.000円
うち、支払手形・買掛金										.000円
うち、金融機関短期借入金										.000円
うち、金融機関以外短期借入金										.000円
⑩固定負債										.000円
うち、金融機関長期借入金										.000円
うち、金融機関以外長期借入金										.000円
うち、社債										.000円
⑪純資産の部合計										.000円
うち、資本金										.000円
うち、資本剰余金										.000円
うち、利益剰余金										.000円
うち、自己株式		▲								.000円
⑫負債及び純資産の部合計										.000円

「⑦資産の部合計」＝「⑫負債及び純資産の部合計」になっていることを確認してください。

「⑧負債の部合計」＋「⑪純資産の部合計」＝「⑫負債及び純資産の部合計」になっていることを確認してください。

※1 有形固定資産の記入は、原則直接法により記入してください。それが難しい場合は間接法で記入し、必ず減価償却累計額(※2)を記入してください。直接法・間接法については、左ページ(4ページ)を参照してください。

※2 減価償却費のことではありません。減価償却累計額が、決算書の項目にない場合(直接法の場合)は記入不要です。

※3 貸倒引当金のうち、回収期限が1年を超える金融債権(長期貸付金など)として計上した分は「投資その他の資産」に控除科目(マイナス科目)として計上してください。

右ページ問8・問9の記入説明

『問8』の「売上高」及び「営業利益」などの各調査項目の内容は以下のとおりです。

①売上高		実現主義の原則に従い、商品などの販売または役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など。
売上原価	②売上原価の合計	売上原価の合計。
	商品仕入原価・材料費	売上高に対応する商品の仕入原価と売上高に対応する材料費。 「商品仕入原価」＝「期首棚卸高」＋「当期仕入高」－「期末棚卸高」
	労務費	売上高に対応する労務費。
	外注費	売上高に対応する外注費。
	減価償却費	売上高に対応する減価償却費。
③売上総利益		① 売上高－② 売上原価の合計
販売費及び一般管理費	④販売費及び一般管理費の合計	販売費及び一般管理費の合計。
	人件費	常用、臨時、役員、正社員、パート・アルバイトを問わず、当該事業年度に支払うべき給料、手当、賃金、賞与、退職金などの合計。ただし、福利厚生費、法定福利費は除きます。
	地代家賃	土地、建物などの不動産の賃貸料の合計。
	運賃荷造費	製造品、商品などの輸送、梱包などに支払った運賃、荷造費の合計。
	広告宣伝費	不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図してなされるもので、商品・製品の広告、求人広告、会社広告などの合計。
	交際費	得意先、仕入先、その他事業に関係する者に対して、営業上必要な接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために要した費用。
	減価償却費	販売費及び一般管理費に計上する減価償却費。
⑤営業利益		③ 売上総利益－④ 販売費及び一般管理費の合計。
⑥営業外収益		受取利息、受取配当金、有価証券の売却益などの営業活動以外により発生した収益。
営業外費用	⑦営業外費用の合計	営業外費用の合計。
	支払利息・割引料	銀行その他の金融機関や他の会社からの借入金に対する利息、受取手形を割引いた場合に支払われる費用で、割引日から手形期日までの期間の利子相当分の合計。
⑧経常利益または経常損失		営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差し引いたもの。 「⑧ 経常利益または経常損失」＝ 「⑤ 営業利益」＋「⑥ 営業外収益」－「⑦ 営業外費用の合計」 経常損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。
⑨税引前当期純利益または税引前当期純損失		経常利益（経常損失）に特別利益を加え、特別損失を差し引いたもの。 税引前当期純損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。
⑩税引後当期純利益または税引後当期純損失		税引前当期純利益（税引前当期純損失）から法人税、住民税及び事業税（所得割）を控除したもの。 税引後当期純損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。

『問9』の輸出の内容は以下のとおりです。

モノの直接輸出	損益計算書の売上高に計上した取引額のうち、自社名義で通関手続きを行ったもの。
モノ以外のサービスの輸出	運輸、通信、建設、保険、金融、情報、ソフト、文化、興行等の各種サービス、特許使用料等のうち、損益計算書に計上した国際取引。

問8 売上高及び営業利益などについて、令和2年度決算の損益計算書などを参照して記入してください。

【問8 記入上の注意点】

1. 令和2年度の決算書をもとに記入してください。それが困難な場合は、最寄の決算期の数値で記入していただくか、事務局へご相談ください。

2. 金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。

項 目		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	
①売上高											,000円
売上原価	②売上原価の合計										,000円
	うち、商品仕入原価・材料費										,000円
	うち、労務費										,000円
	うち、外注費										,000円
	うち、減価償却費 ※1										,000円
③売上総利益（①－②）											,000円
販売費及び一般管理費	④販売費及び一般管理費の合計										,000円
	うち、人件費 *労務費を除く										,000円
	うち、地代家賃										,000円
	うち、運賃荷造費										,000円
	うち、広告宣伝費										,000円
	うち、交際費										,000円
	うち、減価償却費 ※2										,000円
	うち、租税公課										,000円
⑤営業利益（③－④）											,000円
⑥営業外収益											,000円
営業外費用	⑦営業外費用の合計										,000円
	うち、支払利息・割引料										,000円
⑧経常利益または経常損失（⑤＋⑥－⑦）※3											,000円
⑨税引前当期純利益または税引前当期純損失※3											,000円
⑩税引後当期純利益または税引後当期純損失※3											,000円

※1

売上原価に計上している減価償却した金額を記入してください。

※2

販売費及び一般管理費に計上している減価償却した金額を記入してください。

※3

損失（「経常損失」、「税引前当期純損失」、「税引後当期純損失」）をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。

3. 輸出の状況

問9 令和2年度決算期間中に、輸出を行いましたか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1. モノを海外に直接輸出した →問9付問1へ

2. 商社等を通じて、モノを海外に間接的に輸出した →問10へ

3. モノ以外のサービスを輸出した →問10へ

4. 輸出はしていない →問10へ

問9付問1 問9で「1. モノを海外に直接輸出した」を選んだ方のみにおうかがいします。令和2年度の決算期間中に行ったモノの直接輸出額を記入してください。

項 目	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	
直接輸出額										,000円

右ページ問10の記入説明

『問10』の売上高の業種別内訳の各調査項目の内容は以下のとおりです。

①建設事業の収入	建築工事、土木工事及び設備工事の完成工事高。
②製造品売上高	「製造品売上高」とは、自己の製造した製品を販売した場合の販売高をいいます。他から製造委託を受けたものの販売高も含まれます。 <u>以下の場合、「製造品売上高」には含みませんので注意してください。</u> - 仕入商品を加工せず他の事業者に販売した場合の販売高⇒「⑥卸売の商品売上高」に記入。 - 仕入商品を加工せず消費者に販売した場合の販売高⇒「⑦小売の商品売上高」に記入。 - 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として家庭用消費者に直接販売した場合の販売高⇒「⑦小売の商品売上高」に記入。
③加工賃収入	発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入。
④情報通信事業の収入	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業及び映像・音声・文字情報制作業の収入。
⑤運輸、郵便事業の収入	道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業及びごん包業、郵便業（信書便事業を含む）などの収入。
⑥卸売の商品売上高	他の者から購入した（仕入れた）商品を、 <u>その性質や形状を変えないで</u> 他の事業者に対して販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含まれます。
⑦小売の商品売上高	「小売の商品売上高」とは、仕入商品または製造した商品を<u>主として一般消費者（個人または家庭用消費者）</u>に販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含まれます。 なお、店舗を持たずに通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売した場合、家庭等を訪問し個人への物品販売または販売契約をした場合、自動販売機によって物品を販売する場合の販売高を含まれます。 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として一般消費者（個人または家庭用消費者）に直接販売する場合は、「②製造品売上高」ではなく、この「⑦小売の商品売上高」に記載してください。
⑧不動産、物品賃貸事業の収入	不動産取引、不動産仲介、不動産管理及び不動産賃貸、物品賃貸などの収入。
⑨学術研究、専門・技術サービス事業の収入	学術・研究開発機関、専門・技術サービス業（法律事務所、特許事務所、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医薬、土木建築サービス、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業など）、広告業の収入。
⑩宿泊事業の収入	旅館、ホテル、簡易宿所及び下宿業などの収入。
⑪飲食サービス事業の収入	一般飲食店（食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、料亭及び酒場など）、持ち帰りサービス業（すし、弁当など）、宅配飲食サービス業（宅配ピザ、給食センター、病院給食など）の収入。
⑫生活関連サービス、娯楽事業の収入	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業など）、娯楽業（映画館、興行場・興行団、スポーツ施設提供業など）の収入。
⑬サービス事業（他に分類されない）の収入	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介業、労働者派遣業及びその他の事業サービス業（建物サービス業、警備業、ディスプレイ業、テレマーケティング業など）の収入。
⑭その他の事業の収入	上記以外の農業、林業、漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、医療・福祉及び教育・学習支援業などの収入。

4. 企業全体の事業別売上割合

問10 売上高の内訳について、令和2年度決算の損益計算書などを参照して記入してください。

業種別内訳	割 合		
①建設事業の収入			%
②製造品売上高			%
③加工賃収入			%
④情報通信事業の収入			%
⑤運輸、郵便事業の収入			%
⑥卸売の商品売上高			%
⑦小売の商品売上高			%
⑧不動産、物品賃貸事業の収入			%
⑨学術研究、専門・技術サービス事業の収入			%
⑩宿泊事業の収入			%
⑪飲食サービス事業の収入			%
⑫生活関連サービス、娯楽事業の収入			%
⑬サービス事業(他に分類されない)の収入			%
⑭その他の事業の収入			%
合 計	1	0	0 %

合計して
100%に
なるよう
に、
記入し
てくだ
さい。

【問11 記入上の注意点】

例) 下図の場合、売上高の内訳で最も多いのは「④情報通信事業の収入」なので、問11では、「④情報通信事業の収入」が100%となるため、その内訳を収入の多い順に第3位まで記入してください。

問10

業種別内訳	割 合		
①建設事業の収入			%
②製造品売上高			%
③加工賃収入			%
④情報通信事業の収入	8	0	%
⑤運輸、郵便事業の収入			%
⑥卸売の商品売上高			%
⑦小売の商品売上高			%
⑧不動産、物品賃貸事業の収入			%

問11

内 訳	分類番号	事業の種類(分類番号を含めお書きください。)	割 合
第1位	4 0 1	インターネット附属サービス業	6 0 %
第2位	3 9 2	情報処理・提供サービス業	4 0 %
第3位			%
その他	9 9 2	主たる業種のうち上記以外の事業	%
合 計			1 0 0 %

【問10 記入上の注意点】

貴社の行っている事業が業種別内訳のどの項目に当てはまるのかは、左ページ(8ページ)の記入説明および『業種分類表・国地域分類表』(オレンジ色の冊子)または中小企業庁ホームページの中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システム(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/ckjsearch.htm>)を参照してください。

問11 「問10 売上高の内訳」で、最も大きい割合を記入した内訳項目(貴社の主たる事業)についておうかがいします。
貴社の主たる事業について、その内訳を売上金額(または収入金額)の多い順に、『業種分類表・国地域分類表』(オレンジ色の冊子)または中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システムから分類番号(3桁)を3つ選び、その分類番号、事業の種類、収入割合を記入してください。
最も大きい割合を記入した内訳項目(貴社の主たる事業)のうち上位3つ以外のものは、その他の欄にまとめて記入してください。

内 訳	分類番号	事業の種類(分類番号を含めお書きください。)	割 合
第1位			%
第2位			%
第3位			%
その他	9 9 2	主たる業種のうち上記以外の事業	%
合 計			1 0 0 %

合計して
100%に
なるよう
に、
記入し
てくだ
さい。

【問11 記入上の注意点】

分類番号および事業の種類については、『業種分類表・国地域分類表』(オレンジ色の冊子)または中小企業庁ホームページの中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システム(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/ckjsearch.htm>)を参照してください。

『問12付問1』の「有形固定資産」及び「無形固定資産」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

有形固定資産	建物・構築物・建物附属設備	事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、社宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び煙突などの構築物のほか、暖冷房設備、照明設備、昇降機などの附属設備を含みます。
	機械装置	工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに付属する設備。
	船舶、車両運搬具、工具・器具・備品	タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務機などの備品（耐用年数1年超で相当価額以上のもの）。
	土地	工場、事務所及び社宅などの経営目的のために使用している土地。ただし、販売目的、投資目的の土地は除きます。
	建設仮勘定	建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設または製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材・部品など。
	上記以外の有形固定資産（生物など）	有形固定資産のうち、上記の項目以外の資産。生物など。
無形固定資産		のれん（営業権）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。

『問12付問2』の「設備投資の目的」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

省力化・合理化（直接部門）	現在行っている事業を省力化・合理化するために取得された固定資産のうち、売上原価を圧縮するためのもの。なお、ここでいう省力化・合理化とは、単位生産量あたりの労働投入量の節約を目的とするもの、作業の一部またはすべての労働を節約あるいは省略することをいいます。
省力化・合理化（管理部門）	現在行っている事業を省力化・合理化するために取得された固定資産のうち、販売費・一般管理費を圧縮するためのもの。なお、ここでいう省力化・合理化とは、単位生産量あたりの労働投入量の節約を目的とするもの、作業の一部またはすべての労働を節約あるいは省略することをいいます。
新規事業部門への進出・事業転換・兼業部門の強化など多角化	現在行っている事業以外の分野の事業を行うために取得した固定資産。
既存建物・設備機器などの維持・補修・更新	既存の建物・設備機器などの維持・補修・更新のために取得した固定資産。
既存事業部門の売上増大	現在行っている事業部門の能力を拡大するために取得した固定資産。
その他	上記以外の目的で取得した固定資産。

『問13』及び『問13付問1』の「リース契約」及び「新規リース契約額」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

リース契約	リース契約とは、概ね1年を超える長期間にわたり特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいいます。土地・建物の貸借、短期間のレンタル、チャーター、転リースなどは含みません。
新規リース契約額	支払リース料ではなくリース契約額の総額です。令和2年度の決算期間中に新たにリース契約を行ったものの契約額と、同期間中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額が該当します。

『問13付問2』の「リース契約物件」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

製造機械・装置	自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、繊維機械などの産業用機械、旋盤、フライス盤などの加工機械など。
建設機械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン、仮設用機材など。
コンピュータ及び関連機器	パソコン、周辺機器など。
事務機器または通信機器	複写機、タイプライター、マイクロフィルムシステム、シュレッダー、事務用印刷機器、ファクシミリ、無線通信機器、有線通信機器など。
店舗・商業用設備	POSシステム、ショーケースなど。
調理用設備	厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、その他什器備品など。
輸送機械	乗用車、トラック、荷役運搬機器車両（コンテナなど）、産業用車両（フォークリフトなど）、船舶、鉄道車両など。
その他	上記以外のもの。

5. 設備投資の状況

問12 設備投資（「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得）について、おうかがいします。
令和2年度の決算期間中に設備投資（「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得）を行いましたか。
該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 設備投資を行った 2. 設備投資を行っていない → 問13へお進みください

問12付問1 令和2年度の決算期間中に行った設備投資額（「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得額（※））を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。）。
※ 貸借対照表の有形固定資産とは異なります。令和2年度の決算期間中に取得した分のみを記入してください。また、減価償却前の金額です。ご注意ください。

問12付問2 令和2年度の決算期間中に行った設備投資額を100パーセントとして、下記の設備投資の目的に当てはまるものに、その構成比を記入してください。

項 目	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千
有形固定資産									,000円
建物・構築物・建物附属設備									,000円
機械装置									,000円
船舶、車両運搬具、工具・器具・備品									,000円
土地									,000円
建設仮勘定									,000円
上記以外の有形固定資産（生物など）									,000円
無形固定資産									,000円
うち、ソフトウェア									,000円
設備投資額 合計									,000円

設備投資の目的	設備投資目的の構成比
省力化・合理化（直接部門）	%
省力化・合理化（管理部門）	%
新規事業部門への進出・事業転換・兼業部門の強化など多角化	%
既存建物・設備機器などの維持・補修・更新	%
既存事業部門の売上増大	%
その他	%
構成比 合計	1 0 0 %

ここにはリース資産は含めないでください。

問13 リースの利用について、おうかがいします。
令和2年度の決算期間中に新たにリースの契約をしましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 新たにリース契約（契約更新を含む）を行った
2. リース契約を新たに行わなかった

→ 問14へお進みください

問13付問1 令和2年度の決算期間中に新たに契約したリース契約額の総額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。）。
【問13付問1 記入上の注意点】 支払リース料ではなくリース契約額の総額です。令和2年度決算期間中に新たにリース契約を行ったものの契約額と、同期間中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額が該当します。

新規リース契約額	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千

,000円

問13付問2 新たにリース契約した物件は次のどれですか。あてはまる物件のうち、主なものを3つまで選び、その番号に○をつけてください。

- | | | |
|-----------------|----------------|---------|
| 1. 製造機械・装置 | 4. 事務機器または通信機器 | 7. 輸送機械 |
| 2. 建設機械 | 5. 店舗・商業用設備 | 8. その他 |
| 3. コンピュータ及び関連機器 | 6. 調理用設備 | |

『問14』及び『問14付問1』の「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の内容は以下のとおりです。

『中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例』とは

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下（資本もしくは出資を有しない場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下）の中小企業者（大規模法人の子会社などは除く）等が、令和4年3月31日までの期間内に取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得された場合に、300万円に達するまでの取得価額の合計額を損金算入できる制度です。

問14付問1では、確定申告書等に添付した「少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例に関する明細書」（別表十六（七））の「当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額8」欄に記載された事項を基に、金額（合計額）及び件数を記入してください。

* 国税庁資料より

『問14』及び『問14付問2』の「中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除）」の内容は以下のとおりです。

『中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除）』とは

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下（資本もしくは出資を有しない場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下）の中小企業者（大規模法人の子会社などは除く）等を対象に、令和3年3月31日までの期間内に新品の機械及び装置などを取得し、又は製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、下表のとりの限度まで特別償却又は税額控除を認めるものです。

適用対象者	特別償却	税額控除
・ 個人事業主 ・ 資本金3,000万円以下の法人	30%	7%
・ 資本金3,000万円超1億円以下の法人	30%	適用なし

特別償却：問14付問2では、確定申告書等に添付した「特別償却の付表（二）」の「取得価額9」に記載された事項を基に、対象設備ごとの件数及び取得価額（合計額）を記載してください。

税額控除：問14付問2では、確定申告書等に添付した「別表六（十四）」の「取得価額又は製作価額7」欄に記載された事項を基に、対象設備ごとの件数及び取得価額（合計額）を記載してください。

* 国税庁資料より

『問14』及び『問14付問3』の「中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）」の内容は以下のとおりです。

『中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）』とは

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下（資本もしくは出資を有しない場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下）の中小企業者（大規模法人の子会社などは除く）等で、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が平成29年4月1日から令和3年3月31日までの期間内に、特定の経営力向上設備等を取得し、又は製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、下表のとりの限度まで特別償却又は税額控除を認めるものです。

適用対象者	特別償却	税額控除
・ 個人事業主 ・ 資本金3,000万円以下の法人	即時償却	10%
・ 資本金3,000万円超1億円以下の法人	即時償却	7%

特別償却：問14付問3では、確定申告書等に添付した「特別償却の付表（八）」の「取得価額9」に記載された事項を基に、対象設備ごとの件数及び取得価額（合計額）を記載してください。

税額控除：問14付問3では、確定申告書等に添付した「別表六（二十三）」の「取得価額又は製作価額7」欄に記載された事項を基に、対象設備ごとの件数及び取得価額（合計額）を記載してください。

* 国税庁資料より

問14 令和2年度決算において、以下の税制を利用しましたか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を利用した →問14付問1にもご回答ください
2. 中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)を利用した
→問14付問2にもご回答ください
3. 中小企業経営強化税制(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除)を利用した
→問14付問3にもご回答ください
4. 利用していない →問15へ

問14付問1 令和2年度決算において、取得した資産のうち、租税特別措置法上の『中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例』を適用し、損金経理したものの取得価額の合計(上限300万円)及びその対象資産件数を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。)

対象資産 件数	取得価額				
	百万	十万	万	千	
					,000 円

問14付問2 令和2年度決算において、取得した資産のうち、租税特別措置法上の『中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)』を適用した資産について、対象設備を下欄の選択肢から選び、その対象設備ごとに、対象設備の番号、件数及び取得価額を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。)

対象設備 番号	特別償却制度								税額控除制度							
	取得件数	取得価額							取得件数	取得価額						
		十億	億	千万	百万	十万	万	千		十億	億	千万	百万	十万	万	千
番	件							,000 円	件							,000 円
番	件							,000 円	件							,000 円
番	件							,000 円	件							,000 円
番	件							,000 円	件							,000 円
番	件							,000 円	件							,000 円

〈対象設備〉 該当する対象設備の番号を上記「対象設備番号」欄に記入してください。
1.機械・装置 2.測定工具・検査工具 3.ソフトウェア 4.普通貨物自動車 5.内航船舶

問14付問3 令和2年度決算において、取得した資産のうち、租税特別措置法上の『中小企業経営強化税制(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除)』を適用した資産について、対象設備を下欄の選択肢から選び、その対象設備ごとに、対象設備の番号、件数及び取得価額を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。)

対象設備 番号	特別償却制度								税額控除制度							
	取得件数	取得価額							取得件数	取得価額						
		十億	億	千万	百万	十万	万	千		十億	億	千万	百万	十万	万	千
番	件							,000 円	件							,000 円
番	件							,000 円	件							,000 円
番	件							,000 円	件							,000 円
番	件							,000 円	件							,000 円
番	件							,000 円	件							,000 円

〈対象設備〉 該当する対象設備の番号を上記「対象設備番号」欄に記入してください。
1.機械・装置 2.測定工具・検査工具 3.器具備品 4.建物附属設備 5.ソフトウェア

右ページ問15・問16・問17の記入説明

『問15』の研究開発及び能力開発の内容は以下のとおりです。

研究開発	・研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な探求及び調査をいいます。 ・開発とは、新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品など」）についての計画もしくは設計または既存の製品などを著しく改良するための計画もしくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することをいいます。 なお、この調査では自然科学のみでなく、人文・社会科学の研究についても調査の対象となっています。ただし、製造現場で行われている品質管理活動やクレーム処理のための活動、または、探査・掘削等の鉱物資源の開発に特有の活動は、含まれません。
------	--

研究開発とするもの（例）

- ・学術的な真理の探究
- ・基盤技術の研究開発
- ・新製品の開発
- ・既存製品の強化・改良
（本質的な機能強化を伴わない「不具合の修正」は除く）
- ・製品の特性を明らかにする試験研究
- ・新しい製造法・処理法の開発
- ・新しい材料の探求・開発

研究開発としないもの（例）

- ・マーケティング調査、消費者アンケートなど営業活動を目的とした調査・分析
- ・財務分析、在庫管理など、経営管理を目的とした調査・分析
- ・QC活動、ISO9001（品質管理）、ISO14001（環境管理）など、工程管理を目的とした調査・分析

能力開発	正社員・正職員、契約社員、パートタイム従業者、アルバイトなど、対価を受け取り事業に従事するものの能力を向上させる取り組みをいいます。 （例）講師・指導員の招へい、教材購入、外部施設使用、研修参加及び研修の外部委託、大学への派遣・留学関連、大学・大学院等への自費留学にあたっての助成など。
------	---

『問16』の「中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）」の内容は以下のとおりです。

中小企業技術基盤強化税制 （研究開発税制）	「中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）」は、中小企業者等が支出した試験研究費の12%（試験研究費の増加率が8%（平成31年3月31日までに開始した事業年度においては5%）を超える場合は、その増加率に応じて最大17%）に相当する額の税額控除（当期の法人税額の25%（試験研究費の増加率が8%（平成31年3月31日までに開始した事業年度においては5%）を超える場合は35%）を上限とします。）が認められる制度です。 * 国税庁資料より
--------------------------	--

『問17』の特許権・実用新案権・意匠権・商標権の内容は以下のとおりです。

特許権	発明を独占的に利用し得る権利であり、特許法による登録をしたもの。
実用新案権	物品の形状、構造、組合せの考案であって、実用新案法に従って登録したもの。
意匠権	物品の形状、模様、色彩についての美徳をおこさせるデザインであって、意匠法に従って登録したもの。
商標権	自社の取り扱う商品・サービスを他社のものと区別するために使用するマークで、商標法に従って登録したもの。

6. 研究開発の状況

問15 新製品または新技術の研究開発、および従業員の教育または能力開発について、おうかがいします。
令和2年度の決算期間中に、**新製品または新技術の研究開発、および従業員の教育または能力開発**を行いましたか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1. 新製品または新技術の研究開発を行った →問15付問1へ
2. 従業員の教育または能力開発を行った →問15付問2へ
3. **新製品または新技術の研究開発や従業員の教育または能力開発を行っていない**

→ 問17へお進みください

問15付問1 問15で「1. 新製品または新技術の研究開発を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。
研究開発に要した費用（※）を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。）。

項 目	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千
研究開発費									

,000円

※ 令和2年度の決算期間中に要した研究開発費用を記入してください。累計ではありません。

問15付問2 問15で「2. 従業員の教育または能力開発を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。
能力開発に要した費用を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。）。

項 目	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千
能力開発費									

,000円

問16 令和2年度決算において、**中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）**を利用しましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 利用した
2. 利用していない

問17 貴社で所有している**特許権・実用新案権・意匠権・商標権**がありますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. **特許権・実用新案権・意匠権・商標権がある**
2. **特許権・実用新案権・意匠権・商標権がない**

→ 問18へお進みください

問17付問1 問17で「1. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権がある」を選んだ方のみにおうかがいします。
令和3年3月31日現在で所有している特許権・実用新案権・意匠権・商標権の件数をそれぞれ記入してください。

内 容	所有しているもの				所有しているもののうち、 使用しているもの※				使用しているもののうち、 自社開発のもの			
特許権				件				件				件
実用新案権				件				件				件
意匠権				件				件				件
商標権				件				件				件

次の大小関係となるよう記入してください。
所有しているもの ≥ 使用しているもの ≥ 自社開発のもの

※ 「所有しているもののうち、使用しているもの」には、他社に供与しているものも含めてください。

右ページ問18付問1・問18付問2・問19付問1・問20・問20付問1の記入説明

『問18付問1』及び『問19付問1』の受託／委託の内容は以下のとおりです（※建設工事の受託／委託は除く）。

① 製造の受託／委託	（生産能力の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により）他社が主業として販売する物品・製造請負品・部品・原材料、または他社の自己使用する物品・金型などの製造を依頼されること／貴社が販売または自己使用する物品・金型などの製造を他社に依頼すること。
② 修理の受託／委託	（人手不足などの理由により）他社が主業として請け負っている物品の修理、他社の自己使用する物品の修理を依頼されること／貴社が請け負う修理または自己使用する物品の修理を依頼すること。
③ プログラム作成の受託／委託	（業務の集中、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により）他社が主業として行うプログラム作成を依頼されること／貴社がプログラム作成を他社に依頼すること。
④ プログラム作成の受託以外の情報成果物作成の受託／委託	（コストの低減が見込まれる、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により）他社が主業として行うテレビ番組作成・工業デザイン・グラフィックデザインの提供などを依頼されること／貴社が同業務を他社に依頼すること。
⑤ 役務提供の受託／委託	（機材の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により）他社が主業として行う運送・物品の倉庫保管・情報処理などの役務提供を依頼されること／貴社が役務提供を他社に依頼すること。
⑥ 上記⑤以外の役務提供の受託／委託	（人手不足、コストの低減が見込まれる、主業として販売する製品に付随するメンテナンスや顧客サポートを専門の会社に委託したい、などの理由により）他社が主業として行うメンテナンス（ビル、自動車、機械等）・顧客サポート（アフターサービス、コールセンター等）などの役務提供を依頼されること／貴社が役務提供を他社に依頼すること。

『問18付問2』の親事業者の定義は以下のとおりです。

「親事業者」と「貴社」との関係は、「委託を行う側（委託側）」と「委託を受けた側（受託側）：貴社」の資本金区分と取引内容（下記の①または②）で判別します。 ※ 下表参照。

【親事業者の定義】～表の見方～

貴社の資本金がA～Cのいずれかの場合、委託側の資本金が「1円～1千万円」「1千万1円～3億円（1千万1円～5千万円）」「3億1円～（5千万1円～）」の該当する範囲を選び、○の場合は親事業者となり、×の場合は親事業者ではありません。

＜例＞ 貴社の資本金が1,000万円で、資本金3,000万円の会社Aから製造を委託された場合には、その会社Aは親事業者となります。

① 製造、修理、プログラム作成の受託の場合
（運送、物品の倉庫保管、情報処理を含む）

製造、修理、メンテナンス、内訳の不明な場合 (運送、物品の倉庫保管、情報処理を含む)		【委託側】（○：親事業者、×：親事業者ではない）			
		資本金	1円～1千万円	1千万1円～3億円	3億1円～
【受託側】 貴社	A. 1円～1千万円	×	○	○	
	B. 1千万1円～3億円	×	×	○	
	C. 3億1円～	×	×	×	

② プログラム作成以外の情報成果物作成の受託の場合
（運送、物品の倉庫保管、情報処理を除く）

(運送、物品の倉庫保管、情報処理を除く)		【委託側】 (○:親事業者、×:親事業者ではない)			
		資本金	1円～1千万円	1千万1円～5千万円	5千万1円～
【受託側】 貴社	A. 1円～1千万円	×	○	○	
	B. 1千万1円～5千万円	×	×	○	
	C. 5千万1円～	×	×	×	

『問20』の借入条件についての各調査項目の内容は以下のとおりです。

本人保証	金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、貴社の代表者や、代表者以外の役員が保証人となっている場合をいいます。
物的担保	不動産、預金、有価証券、機械設備に対して、貴社借入金を被担保債権として、メインバンクが（根）抵当権設定、質権設定などを行っていることをいいます。
第三者保証	金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、貴社の代表者と代表者以外の役員とを除いた第三者（代表者の親族など）が保証人となっている場合をいいます。
公的信用保証	都道府県及び自治体の信用保証協会との間で保証委託契約を取り交わしている場合をいいます。

『問20付問1』のメインバンクへの借入申込みの最も多かった対応についての各項目の内容は以下のとおりです。

1. 申込額どおり借りられた	申込みどおりの金額の融資を受けることができた。
2. 申込額を減額された	申込みの金額より低い金額だったが融資を受けた場合（申込額を減額されたため、融資を受けなかった場合も含みます。）。
3. 増額セールスを受けた	申し込んだ金額以上の貸付金額を提案され、増額した金額で融資を受けた場合（増額セールスを受けたが、当初申込通りの金額の融資を受けた場合も含みます。）。
4. 申込みを拒絶された	借入申込みを拒絶され、融資を受けることができなかった。
5. 借入を申し込んでも断られると考え、申込みを行っていない	申込みを断られると考え、申込み自体を行っていない。
6. 借入の必要がなかったため、申込みを行っていない	借入の必要がなかったため、申込み自体を行っていない。

7. 受託の状況

[主たる事業が「建設業」の場合(「問10 売上高の内訳」で「①建設事業の収入」の割合が最も大きかった方)は記入不要です。]「8. 委託の状況」問19へお進みください。]

問18 令和2年度の決算期間中に、左ページ(16ページ) 記入説明に掲げる受託がありましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 受託があった 2. 受託がなかった → 問19へお進みください

問18付問1 受託の内容に該当する番号すべてに○をつけてください(※建設工事の受託は除く)。

- | | |
|---------------|---|
| 1. 製造の受託 | 4. プログラム作成の受託以外の情報成果物作成の受託 |
| 2. 修理の受託 | 5. 役務提供の受託
(他社が行う運送、物品の倉庫保管、情報処理の役務提供を貴社が受託) |
| 3. プログラム作成の受託 | 6. 上記5以外の役務提供の受託 |

問18付問2 上記問18付問1の1～6のいずれかの受託を行っている場合、受託先の企業数及び受託の金額を国内、海外別、及び親事業者からの受託分について記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください)。

項 目	受託先企業数	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千	
国内からの受託											,000円
うち、国内の親事業者からの受託											,000円
海外からの受託											,000円

8. 委託の状況

問19 令和2年度の決算期間中に、左ページ(16ページ) 記入説明に掲げる委託を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 委託を行った 2. 委託を行っていない → 問20へお進みください

問19付問1 行っている委託の内容に該当する番号すべてに○をつけてください(※建設工事の委託は除く)。

- | | |
|---------------|---|
| 1. 製造の委託 | 4. プログラム作成の委託以外の情報成果物作成の委託 |
| 2. 修理の委託 | 5. 役務提供の委託
(貴社が行う運送、物品の倉庫保管、情報処理の役務提供を他社に委託) |
| 3. プログラム作成の委託 | 6. 上記5以外の役務提供の委託 |

問19付問2 上記問19付問1の1～6のいずれかの委託を行っている場合、委託先の企業数及び委託の金額を国内、海外別に記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください)。

項 目	委託先企業数	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千	
国内への委託※1											,000円
海外への委託※2											,000円

※1 「国内への委託」とは、企業の国籍を問わず、貴社が、他社の日本国内の営業拠点や生産拠点などへ委託した場合のことです。

※2 「海外への委託」とは、企業の国籍を問わず、貴社が、他社の海外にある営業拠点や生産拠点へ委託した場合のことです。
したがって、海外の日系企業へ委託した場合は、「海外への委託」に含みます。

9. 取引金融機関について

問20 メインバンクからの借入条件について、該当する番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| 1. 経営者の本人保証を提供している | 4. 公的信用保証を提供している |
| 2. 物的担保を提供している | 5. 1～4.のいずれも提供していない(※) |
| 3. 第三者保証(公的信用保証を除く)を提供している | 6. メインバンクからの借入金はない(※) |

※ 全く借入れがない方は「6. メインバンクからの借入金はない」のみ○をつけてください。

問20付問1 最近1年間のメインバンクへの借入申込みについて、最も多かった対応はどれでしたか。
該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| 1. 申込額どおり借りられた | 4. 申込みを拒絶された |
| 2. 申込額を減額された | 5. 借入を申し込んでも断られると考え、申込みを行っていない |
| 3. 増額セールス(※)を受けた | 6. 借入の必要がなかったため、申込みを行っていない |

※ 増額セールスとは、申し込み金額以上の貸付金額をメインバンクから提案されることをいいます。

右ページ問21付問3・問22・問23の記入説明

『問21付問3』の事業承継の意向の内容は以下のとおりです。

1. 親族内承継を考えている	息子・娘（姻族を含む）、配偶者、または親族（6親等以内の血族または3親等以内の姻族）への承継を考えている。
2. 役員・従業員承継を考えている	（息子・娘・配偶者または親族ではない）貴社の役員または従業員への承継を考えている。
3. 会社への引継ぎを考えている	他の法人への株式等の譲渡による経営権の引継ぎを考えている。
4. 個人への引継ぎを考えている	（息子・娘・配偶者・親族ではなく、貴社の役員・従業員でもない）個人への引継ぎを考えている。
5. 左記1.～4.以外の方法による事業承継を考えている	上記の1～4以外の事業承継を考えている。
6. 現在の事業を継続するつもりはない	事業承継の意向はなく、現在の代表取締役社長・取締役社長の代で廃業を考えている。
7. 今はまだ事業承継について考えていない	現時点では事業承継についての明確な意向がない。
8. その他	上記の1～7以外の場合。

『問22』の「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」及び『問23』の「会計ルール」の内容は以下のとおりです。

1.『中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)』とは

「中小会計要領」は、中小企業関係団体、会計専門家等が主体となり、金融庁、中小企業庁が事務局となって、中小企業の実態を踏まえて作成した新たな会計ルールであり、平成24年に公表されました。

「中小会計要領」は、税制との調和や事務負担の軽減を図る観点から、簡潔な会計処理等が示され利用しやすい会計ルールとなっており、自社の決算書の信頼性を向上させ、財務状況を適切に把握し、的確な投資判断や経営改善、資金調達等にご活用いただくものです。

URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/>

2.『中小企業の会計に関する指針(中小会計指針)』とは

「中小会計指針」とは、平成17年に日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、企業会計基準委員会、日本商工会議所の4団体が策定した会計ルールであり、会計専門家が役員に入っている会計参与設置会社が拠ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理の指針です(平成31年2月に改正されています。)

3.『企業会計基準(上場企業が適用している会計ルール)』とは

企業会計基準とは、企業会計基準委員会(ASBJ)が制定する、財務会計の基準です。個別の論点ごとに作成・公表され、企業会計原則に優先して適用される会計基準です。

4.『税法に規定する計算方式』とは

納税申告書等を作成する際に用いられる計算方式のことです。

租税の賦課・徴収などに関する法規である税法を基に計算方式は定められています。

5. 税理士等に任せていて分からない方は「5」を選択ください。

10. 事業承継について

問21 代表取締役社長・取締役社長の年齢について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | | | |
|-----------|---------|---------|-----------|
| 1. 20歳代以下 | 3. 40歳代 | 5. 60歳代 | 7. 80歳代以上 |
| 2. 30歳代 | 4. 50歳代 | 6. 70歳代 | |

問21付問1 代表取締役社長・取締役社長が就任された経緯について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | | |
|------------|----------------|------------------------|
| 1. 創業者 | 3. 社内人材の昇格 | 5. 左記1.～4. 以外の外部からの招へい |
| 2. 親族内での承継 | 4. グループ会社からの派遣 | 6. その他 |

問21付問2 代表取締役社長・取締役社長の在任期間について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | | |
|------------|-------------|----------|
| 1. 5年未満 | 3. 10～20年未満 | 5. 30年以上 |
| 2. 5～10年未満 | 4. 20～30年未満 | |

問21付問3 事業承継の意向について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| 1. 親族内承継を考えている | 5. 左記1.～4. 以外の方法による事業承継を考えている |
| 2. 役員・従業員承継を考えている | 6. 現在の事業を継続するつもりはない |
| 3. 会社への引継ぎを考えている | 7. 今はまだ事業承継について考えていない |
| 4. 個人への引継ぎを考えている | 8. その他 () |

11. 中小企業の会計に関する基本要領について

問22 中小企業の実態に即した会計ルール「**中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）**」の存在を知っていますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問23 貴社が**決算書の作成に際して適用している会計ルール**は何ですか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| 1. 中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領） | 4. 税法に規定する計算方式 |
| 2. 中小企業の会計に関する指針（中小会計指針） | 5. 税理士等に任せているので分からない |
| 3. 企業会計基準（上場企業が適用している会計ルール） | |

12. 中小企業関連政策の認知状況について

問24 「**経営者保証に関するガイドライン**」を知っていますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | | |
|-------------------------|-------------|---------|
| 1. <u>内容についてよく知っている</u> | 2. 名称は知っている | 3. 知らない |
|-------------------------|-------------|---------|

→ 問24付問1へ

問24付問1 問24で「1. 内容についてよく知っている」を選んだ方のみにおうかがいします。「経営者保証に関するガイドライン」について、以下の内容を知っていますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

- | |
|--|
| 1. 新規借り入れ時に経営者の個人保証無しで融資を受けることができる可能性がある |
| 2. 既存の保証契約に対して経営者の個人保証の解除ができる可能性がある |
| 3. 早期に事業再生／廃業を決定した際、一定の生活費等を残す等の可能性がある |
| 4. 前経営者の負担する保証債務を引き継がせない、保証の解除ができる可能性がある |
| 5. 債務整理を行った保証人の情報を信用情報登録機関に報告・登録しない |

質問は以上です。調査へのご協力、誠にありがとうございました。

後日、調査担当より、記入内容について確認させていただく場合もありますので、記入の終わった調査票はコピーをとり、控えとして12月までお持ちください。

記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒(黄色)に入れ、9月1日(水)までにポストに投函してください(切手は不要です。)

ご回答は、インターネットがお勧めです。

インターネットでのご回答には合計値の自動計算など、回答に便利な機能があります。

詳しくは、同封の「調査のご案内(2ページ目以降)」をご確認ください。